

【事実の概要】

1. ベルギーは、1930年以来使用者に対する給与税(payroll tax)の形態による課税からの収入による家族手当制を実施していたが、1939年地方政府が輸入品を購入する際にはその購入価格の6%を徴収するという新しい税を勅令で導入した。しかし、その勅令には、使用者にベルギーの家族手当基金法と類似の家族手当税を実施している国からの輸入品に対する免税規定が設けられていた。その免税待遇の適格基準とは、その国の法律が家族手当として供与するために多数の企業から拠出金(contributions)を要求し、その拠出金がベルギー法によって要求されているその少なくとも80%に上ることであった。そして、1949年の時点では、仏、伊、オランダ、ルクセンブルク及び英国の5カ国が免税待遇を受けていた。

2. 1949年9月ノルウェー政府が、その社会立法は家族手当制ではないが、それと同じ目的を有し、少なくとも使用者に対して同等の財政的負担を課しているために、免税待遇の適格性を有するとベルギー政府に申し出た。しかし、ベルギー政府は免税適格基準を満たしていないという理由からその申出を受け入れなかった。同じ頃、デンマーク政府も同様の申出を行ったが、やはりベルギー政府によって聞き入れられなかった。

ところが、1950年9月ベルギーはスウェーデンと通商協定(commercial agreement)を結び、それに基づいてスウェーデンに対して上記の免税待遇を供与することを約束した。のちにベルギー自身が認めているように、スウェーデンの社会立法体制はノルウェー及びデンマークのそれとそれほど異なるものではなかった。このようなスウェーデンの「成功例」に触発されたノルウェーとデンマークは、再びベルギーに対して二国間協議を申し入れたが、ベルギー政府の態度は変わらなかった。1951年9月第6回会期においてノルウェーとデンマークの両国は締約国団に問題を持ち込み、それぞれメモランダムを回付し、その社会立法体制がベルギーの家族手当基金法の免税規定に適格であることを訴えながら、ベルギーによる適格性の否定は一般協定1条に違反するとして、問題を締約国団に付託する意思を表明した。

それによって問題は正式に締約国団に付託され討議が行われたが、ベルギー政府の国内的事情——免税待遇付与に好意的な内閣とそれに反対する家族手当プログラムの実施を所

掌している特別委員会との対立によって審議が延期された。1 カ月後問題が再び議論された際に、ベルギーは当該勅令の1 条違反の可能性に照らし、単なる免税待遇の付与にとどまらず、法律そのものの改正を含めて問題を検討しているとの理由から審議の延長を申し出て、事案の審議はさらに次回の会期まで延期された。しかし、その後ベルギー政府が当該勅令はカットに違反していないこと、そして、たとえ当該勅令が1 条に違反しているとしても、「祖父条項」によって正当化されるという主張するとともに、かえて税率を6 %から7.5%に引き上げるなどその態度が硬化するにつれて、いよいよ事案はパネルに回れるようになった。

【報告要旨】

1. ベルギーの家族手当制度上の要件を満たしていない国からの産物を公共団体が購入する際に課せられる課徴金は、まず、それが輸入品それ自体に対してでなく、公共団体が自らの使用目的のために購入する産物にのみ課せられること、次に、その徴収が輸入の際にでなく、公共団体によって購入する際に行われることから考えると、この課徴金は、2 条2 項の意味における輸入課徴金ではなく、3 条2 項の意味における内国課徴金として見なされるべきである。
2. 1 条1 項によれば、3 条2 項に言及されたすべての事柄に対して、ある締約国に与えられる利益、特典、特権または免除は他のすべての締約国の領域の同種の産物に即時かつ無条件に許与されなければならないことになっている。もし、一般協定が2 6 条に基づいて確定的に発効しているなら、免税待遇を一定の国々にのみ付与するような当該勅令は改正されてしかるべきであったろう。
3. 内国課徴金の免税待遇を無条件に付与すべき義務は、3 条8 項(a)や1 7 条2 項のような、一般協定の他の条項によっても制約されることはない。
4. 問題は、一般協定が暫定的に適用されるということがベルギーの内国税に関する1 条の義務にかかわりを有するかどうかである。確かに、当該勅令は1 9 3 0 年法律に遡り、現行の規定は1 9 3 9 年1 2 月1 9 日付けの勅令によって制定されたものであるので、1 条の注釈によって、ベルギーはその義務を「現行法令と合致する最大限度において」遵守すればいいことになる。しかし、締約国団は、他のケースにおいて、「現行法令」の意味を、「その措置に基づいている法令が、明確にあるいはその趣旨からして、強制的な性格のものであること、つまり、それが行政当局に行政行為によって修正することのできない

要件を課している場合」に限定している。

5. パネルは、ベルギーの勅令の関連条項は強制的な性格のもののように見えるが、デンマークやノルウェーの政府が指摘し、ベルギー代表自らが認めているように、その家族手当体制がベルギー法上の要件を十分に満たしていないと判断する国に対しても、ベルギー行政当局が免税待遇を付与することは可能であることに留意する。もちろん、ベルギーがそのような場合にいつもそのように行動するとは思われないが、いずれにせよ、ベルギーの当該勅令が「現行法令」の意味についての締約国団の解釈に符合しているとは思わなかった。

6. パネルは、本件提訴に含まれている法的問題は、締約国団がそれについて確定的な決定に到達することが困難な性質のものであると考えてはいる。しかし、ベルギーの家族手当基金法は1条に（おそらく3条2項にも）合致しない上、一般協定の精神と両立しがたい概念に基づくものであるので、締約国団は、第6、7回会期におけるベルギー代表の発言に留意しながら、ベルギー政府に対して、当該勅令の改正を含めて、本件提訴の対象である差別状態を除去するために必要な措置をとり、それを第8回会期の初日より遅くない日までに締約国団に報告するよう勧告すべきである。

【解説】

本件は、使用者にベルギーの家族手当基金法と類似の家族手当制度を実施している国からの輸入品に対して課徴金を免税することを内容とするベルギーの1939年勅令が、一般協定1条に違反するかどうかが問われたケースである。確かに、特定の国内制度を有している国々にのみ免除を与えるような当該勅令の規定がいかなる「特典」もすべての締約国に「無条件」に許与しなければならないと規定する1条の規定に違反していることは明白であるが、問題は、内国税に関するMFN義務は「祖父条項」の対象であるために、1939年に制定されたこの勅令が「関税及び貿易に関する一般協定の暫定的適用に関する議定書」（以下PPAと略す。）の「現行法令」に該当し、従って、この勅令に基づくベルギーの措置は一般協定の違反にならないのかどうかであった。このように、本件は、ベルギーの当該勅令が「現行法令」に該当するのかが問われた、比較的に焦点が明確なケースであるといえる⁽¹⁾。

1. 当事国の申出の主眼とパネルの対応の仕方

本件におけるノルウェー及びデンマークの申出の仕方を見れば、両国の主張は、当初その社会立法は家族手当制度ではないが、それと同じ目的を有し、少なくとも使用者に対して同等の財政的負担を課しているために、ベルギー勅令上の免税待遇の適格性を有するということであった。しかし、ベルギー政府がスウェーデンと通商協定を締結し免税待遇を供与したのちには、両国の主張の重点は、ベルギー政府に一定の場合に免税待遇を付与する「裁量」が与えられている点に移った。このように、事態の推移によって両国の主張の重点は変わってきたが、両国の申し出の主眼は、最初は当該勅令上の免税待遇の適格性の獲得に、のちには当該勅令上のベルギー政府の「一定の裁量」を前提にして、他国、特にスウェーデンとの同等な待遇の獲得というふうに、あくまでも「条件闘争」にあったと思われる。言い替えれば、両国は、ベルギーによる当該勅令の公平な適用を要求したのであって、当該勅令そのものが一般協定に違反しているとは主張しなかったのである。

それに対して、ベルギーは、当該勅令は決してベルギー政府に「裁量」を与えてはいないこと、そして、スウェーデンに対する免税待遇の付与はあくまでも当該勅令の「非常に弾力的な(elastic)解釈」⁽²⁾に基づく例外であって、さらなるそのような免税待遇の付与はありえないという、苦し紛れな答弁を繰り返した。

このような状況において、パネルには少なくとも二つの選択肢が存在していたように思われる。まず第一に、ノルウェー及びデンマークの要求通りに、当該勅令のPPA上の「現行法令」としての性格を前提にした上で、その適用の仕方、つまり、その適用上類似の社会立法制度を有している締約国の間に差別的な取扱がなされたかどうかを問題にすることである。このことは、a)ノルウェー及びデンマークの当初の要求に従うならば、両国の社会立法制度がベルギー勅令上の免税待遇の適格性を有するかどうかを審査することを意味する。そして、b)のちのベルギー政府の「一定の裁量」の存在を前提にしたスウェーデンとの同等な待遇の要求に沿って審査するならば、当該勅令上の免税待遇の適用上、免税待遇有資格国(Class A)、免税待遇無資格国(Class C)及び免税待遇資格不分明国(Class B: 本件におけるスウェーデン、ノルウェー及びデンマークのような)の三つのカテゴリーを想定した上で、スウェーデンに対して、ノルウェー及びデンマークが不利な待遇を受けているかどうかを審査することを意味する。

しかし、a)の場合は、事態の進展――ベルギーによるスウェーデンへの免税待遇の付与――によってパネルにとっての選択肢としてはなくなってしまったので、それ以上論じる必要はないと思われる。b)の場合にはパネルにとって実際のレベルと政策的なレベルの二

つの側面においてとりにくい選択肢であったと思われる。実際のレベルにおいては、パネルは、まずベルギーの勅令がClass Bというカテゴリーを設定していることを確認し、次に、それにノルウェー及びデンマークが該当するかどうかを判定しなければならない。しかし、このような締約国の勅令についての実質的審査という作業はパネルにとっては非常に困難な作業である上、ベルギーが当該勅令はClass Bを設定していない――つまり、ベルギー政府には「一定の裁量」など与えられていない――と主張している状況においてはなおさらのことであると思われる。政策的なレベルにおいては、国際通商関係における差別の除去を主要目標の一つとしているガットにおいて、P P A上の留保として認められている当該勅令上の待遇の区分けとその具体的な判定という作業が、パネルのなすべき行動であるかどうかは疑わしいであろう。さらに、P P Aの「現行法令」という例外が一般協定の早期の作動を可能にするために必要最小限に認められたという趣旨からして、そもそも「現行法令」の解釈上Class Bのようなカテゴリーが認められうるのかも疑わしい。

第二の選択肢で、実際に本件においてパネルの選択したのは、ベルギーの勅令についての実質的な審査をしないで、――いささか強引ではあるが――ベルギーによる当該勅令そのものの廃止を促すやり方であった。その際、パネルがとった手法は、当該勅令がP P A上の「現行法令」としての要件を満たしているかどうかの立証責任をベルギーに負わせることであった。そのために、パネルは、まず、1条1項の義務の絶対性を強調し、そこから逸脱しようとする場合には、締約国は正当な事由を示さなければならないという立場を打ち立てた。次に、以前締約国団はP P Aの「現行法令」という留保をその法令が「強制的な性格」のものである場合に限ることによって、それをできるだけ制限的に解釈すべきという見解を鮮明にしている。しかし、ベルギーがスウェーデンに当該勅令上の免税待遇を通商協定の締結によって許容したという事実からみれば、ベルギーが上記の「現行法令」の定義に関する締約国団の見解上の要件を満たすことを満足に立証しているとは思われない。従って、ベルギーの勅令は「強制的な性格」のものとは認められないと結論づけたのである。

このようなパネルの立証責任の操作に対しては、おそらくベルギーはP P A上の留保は一般協定上の例外条項の場合とは同じでないこと、しかも、米国による19条の援用の正当性を争ったチェコに立証責任を負わせた、1949年「婦人用フェルト帽子ケース」のように、これまでのガットにおける立証責任の所在が必ずしも常に例外条項を援用する側にあ

ったわけではないと主張することは不可能ではなかったはずである。しかし、締約国の間で漠然とした形ではあるが、P P A上の留保は臨時的なもので、それが厳格に解釈されないと一般協定上の利益の全体的なバランスが維持されにくいことについてのコンセンサスが存在していた上、何よりもベルギーの側に、相互的な利益交換のための通商協定という形によって当該勅令上の免税待遇の許容を約束したという決定的な手落ちがあったという事実がそのような抗弁を妨げたのではないかと推測される。

但し、パネルがベルギーの当該勅令についての実質的審査をしないで、立証責任の操作によってその廃止を促しただけに、パネルはその報告書の勧告部分において幾分かトーンダウンを余儀なくされた。つまり、パネルは、「本件に含まれた法的問題は明確な決定(definitive ruling)が困難なものである」ことをわざわざ前置きし、当該勅令が一般協定の「精神」と両立し難いものであることを強調しているのである。さらに、締約国団に対しても、「できるなら当該勅令の改正を含めて」という注文を添えてではあるが、「本件提訴の対象である差別状態を除去するために必要な措置」をとることを勧告するなど、当該勅令そのものの廃止を促した報告書の法的問題の検討部分との関連ではやや一貫性の疑われるような言い回しを使っている。もしこれを文字通りに受けとめるならば、「ベルギーの当該勅令はノルウェーとデンマークに関する限り、1条違反になる」ということになり、勅令そのものの廃止を促すという当初のパネルの狙いとはかなりかけ離れることになる。しかし、このようなパネルの態度は、一方では、国内裁判所のように明確な法的判断を示すのではなく、ある一つの論点を選んでそれに対して一定の判断（本件では勅令そのものの廃止）を示しておいて、他方では、そのような判断に基づいて集团的な圧力を醸し出して当事国に何らかの矯正行動(corrective action)を引き出すというガットの紛争処理の手法の現れであるといえよう。

2. 本件のその後の経過

パネルの報告書はその後の締約国団会議において良好な雰囲気の中で採択された。ノルウェーとデンマークの両国はそれぞれ報告書の内容に満足感を示し、ベルギー代表も締約国団の勧告の実施に努める旨の発言を行った。但し、ベルギーが勧告内容について完全に同意しているようではなかったらしく、実際にガット内部においてはベルギーが勧告内容の検討が済む次第にそれについて異議表明を行うかもしれないという観測があったようである⁽³⁾。しかし、その後の一連の事件がことの流れを代えた。というのは、ベルギー政

府がその後スイスの借款に対する代償として当該勅令上の免税待遇を付与したのである。しかも、スイスの社会立法制度はスウェーデン、ノルウェー及びデンマークのそれよりもベルギーの勅令上の要件に合致しない内容のものであった。これでベルギー政府には当該勅令上「一定の裁量」が付与されていることが明確に確認された格好になった。さらに、ベルギー政府による既存の免税待遇を付与されていた国々の資格の再審査の過程でイタリアが脱落したことによって、ベルギーの勅令の運用についての不満が締約国の間で噴出した。多くの締約国、特にイタリアとドイツによって、締約国団の勧告が家族手当基金法そのものの廃止をうたっていることが強調された。そして、ついに1954年3月6日ベルギーは当該勅令の全面的な廃止に踏み切った。その意味では、パネルの報告書とそれに基づく締約国団のベルギーの勅令そのものの廃止を促す勧告は、実際にはその後の一連の事件の発生によって実を結ぶことになったといえよう。

〈注〉

- (1) 本件については、すでに20年以上前にヒュデックが非常に詳しく優れた分析を行っているが、本稿においてもそれを参照した。特に、本件に関するパネルの報告書には本件の事実の経過についての記述がないために、本稿の事実の概要の部分についての記述は主にヒュデックの論文に基づいている。

Robert E. Hudec, "The GATT Legal System: A Diplomat's Jurisprudence", 4 Journal of World Trade Law (1970), 636-665.

- (2) *ibid.*, at 642.

- (3) *Ibid.*, at 660.

【参考文献】

Robert E. Hudec, "The GATT Legal System: A Diplomat's Jurisprudence", 4 Journal of World Trade Law (1970), 615-665.

(柳 赫秀)

ギリシャの譲許表XXVに含まれた製品の輸入税引上げ

(G/27、1952年11月3日採択：BISD 1S/23, 51)

【事実の概要】

ギリシャはアヌシー及びトローキーにおける関税交渉において、譲許表XXVに含まれた品目に対する金 (metallic) ドラクマ関税率の紙幣 (paper) ドラクマ関税率への換算率を1939年以前に適用された換算率にバインドすることに合意した。その換算率は、同譲許表の注釈に記されていた。

ギリシャは、財政上の困難に対応するための緊急措置として、1952年7月10日の決定第766号により譲許表に記された水準を越えて多数の製品につき前述の換算率を引き上げた。英国及び他の利害関係国は、これを一般協定第2条第1項の規定に違反すると主張した。ギリシャは、その違反を認めた。

英国その他の影響を受けた締約国は、ギリシャ政府が提案した日より前にこの換算率が譲許表に記された水準に引き下げられれば、問題の満足すべき解決があったと認めるとした。

【報告要旨】

締約国団は、提案された期日までにこの措置を撤廃するというギリシャ政府の約束 (undertaking) に留意し、この約束を実施するためにとった措置を報告することをギリシャ政府に要請するようにパネルは勧告した。

【解説】

自国の措置が一般協定に基づく義務に合致しないことを被申立国が認め、紛争の解決策について紛争当事国間の合意があったので、そのことを事実関係に加えて記し、義務違反の措置の撤廃の約束を締約国団が留意し、その約束の実施についての報告を被申立国に締約国団が要請することを第23条第2項の締約国団の勧告として行うことを提案したのが、本件のパネル報告である。

ギリシャは、平価切下げ後、1953年8月に問題の換算率を以前のものに戻した⁽¹⁾。

なお本件は、ガットにおいてパネル手続が初めて使われた締約国団第7会期 (1952年) において同手続により処理された紛争4件のなかの1つである⁽²⁾。締約国団議長は、同

手続の成功は、紛争当事国の協力によるところが大きいと賞賛した⁽³⁾。

〈注〉

- (1) 内田宏・堀太郎「ガットー展望と分析」601頁（日本関税協会、昭和34年）。
- (2) 他の3件は、「ギリシャの特別輸入税」（BISD 1S/48）、「西独のイワシ製品輸入取扱い」（BISD 1S/53）及び「ベルギーの家族手当基金法に基づく課徴金」（BISD 1S/59）である。GATT, International Trade 1952, at 96; Robert E. Hudec, The GATT Legal System and World Trade Diplomacy 87 (2nd ed. 1990).
- (3) Hudec, supra note (2), at 89.

（清水 章雄）